

リフォーム業者様 専有部リフォーム申請 手順フロー図

区分所有者様からマンション専有部の改修工事の申し込みがあったら

1 弊社ホームページより下記3点の書類をプリントアウトしてください

①改修工事届出書

②改修工事通知確認書

③改修工事完了報告書

新日本住管株式会社ホームページ「不動産会社様サポート」ページにございます。

2 下記の書類を揃えて2か所にご提出ください

①改修工事届出書

②改修工事通知確認書

仕様書

施工図

工程表

掲示物

②の通知確認書は原則として上下・両隣のお部屋にご依頼ください。また、本工事に起因して近隣住戸への営業活動を行う事を厳に禁止いたします。(出入禁止措置の対象)

原本を管理室に提出(郵送または投函)

事前に管理室(管理員)宛に連絡を行いますので
新日本住管(045-620-4656)にご連絡ください

PDFを管理会社に送信

送信先は support@snjk.co.jp
管理室のない物件は原本も管理会社へ郵送願います

3 「専有部分の営繕・改修工事 承諾書」が到着するまでお待ちください

上記6点の書類を新日本住管にて確認し、承諾書とともに理事長様に提出します。

承諾書が届きましたらFAXまたはメールにて御社に送信いたします。

4 押印された「専有部分の営繕・改修工事 承諾書」が届いたら

工事の開始の、少なくとも1週間前に工事案内と工程表を掲示板等に掲示してください。

掲示場所が不明な場合は管理員または新日本住管にお問い合わせください。

5 工事の実施

作業を行う方へ、十分に他のお住まいの方へ配慮をいただくようお願いください。

6 専有部分の営繕・改修工事 完了報告書の提出

工事完了後、速やかに完了報告書の提出をお願いいたします。

原本を管理室に提出(郵送または投函)

管理室のない物件は管理会社に郵送願います

PDFを管理会社に送信

送信先は support@snjk.co.jp